

現 場 説 明 書

箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事 (その3)
(箕面船場第二駐輪場設備)

箕面市

1. 工事概要

- 箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事（その3）（箕面船場第二駐輪場設備）
- ・建築工事 1式
 - ・電気設備工事 1式
 - ・機械設備工事 1式
 - ・駐輪設備工事 1式

2. 工事設計図書

- ①設計図 31枚（特記仕様書、参考図含む）
- ②仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書
（建築工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書
（電気設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書
（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
以上、最新版による。

- ③本現場説明書
- ④質疑応答

3. 工事範囲

上記設計図書に示された範囲 1式

4. 監理技術者

実務経験5年以上を有した者の内、建設業法第26条の規定に基づく監理技術者（建設業法による1級建築施工管理技士で監理技術者資格証を有する者に限る。）1名を定め、監理技術者届に経歴書を添えて監督職員に提出し承認を受けた上で、本工事に専任で配置すること。

5. 現場代理人の常駐

建設業法第19条の2の規定に基づく1級建築施工管理技士の資格を有する者1名を現場代理人と定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督職員に提出し、承認を受けた上で現場代理人とすること。

また、当該工事の期間中は、工事現場に常駐させること。
なお、監理技術者と現場代理人は兼務してもよい。

6. 疑義

設計図書が互いに相違する場合、又は明記のない場合あるいは疑義が生じた場合は監督職員の指示による。

7. 官公署その他への手続き

本工事に必要な官公署その他への手続きは遅滞なく行うこと。また、これに必要な費用は請負者の負担とする。

8. 養生その他

工事施工中は必要な養生を行い、必要と認めた場合には隣接物、その他に対して損害を与えないよう養生を施すこと。

9. 工事に関する報告

工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告書を提出すること。報告内容、様式は監督職員の指示による。

10. 工事の竣工

工事は市検査職員の検査合格をもって竣工とする。

11. 竣工図書、竣工写真及び引渡し

引き渡し時に、竣工図書を作成の上、提出すること。引き渡しに際しては、施工に関連した図書を提出すること。内容は監督職員の指示による。

12. 各種保険への加入及び建設労働者への適正な賃金の支払い

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入をすること。

13. 注意事項

①質疑は口頭又は電話によるものは受理しない。

②現場説明時に交付した設計図書その他一切は、入札日に返却すること。

14. 工程

①工事の施工・事前調査等を行う場合は、予め本市監督職員と協議の上、承諾を得て実施すること。

②工事時間

原則、午前8時から午後6時迄とする。なお、時間外に工事を行う場合は監督職員と協議の上、スケジュールに配慮して工事を進めること。

③騒音作業、振動作業、臭気の出る作業については、周辺の状況や行事予定を十分確認し、周辺施設の運営に支障になるようであれば工程の見直しを行う等配慮すること。

④本工事は、箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事（その1）（エントランス）（その2）（駅舎駐輪場シャフト）、北大阪急行線延伸工事、箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事との取り合い工事があるため、関係業者との工程調整に協力をを行うものとする。

15. 工事施工に係る留意事項

①工事材料、廃液等の物資を屋外において焼却しないこと。

②工事施工中の騒音発生については十分注意すること。

③「大阪府公害防止条例」、「箕面市まちづくり推進条例」及び「箕面市建設工事にかかる交通安全、公害対策指導要綱」を遵守し修繕を行うこと。

④施工現場とその周辺に作業員宿舎を設置しないこと。

⑤現場作業員の風紀の保守に留意すること。

- ⑥近隣住民に支障を及ぼすことのないよう、騒音・粉塵・振動の低減のため適切な措置を講じること。
- ⑦工事用進入路については道路管理者等と十分協議し、またその維持管理に努め、破損した場合には速やかに修復すること。なお、材料置場が必要な場合は、監督員の許可を受けた上で、安全対策を十分に講じること。
- ⑧施工範囲については、現在「箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事（その1）」（エントランス）」工事のヤードとして使用しているが、必要な進入路等は別紙1の範囲を想定している。同工事の施工者である村本建設株式会社大阪支店と密に協議の上、施工実施すること。
- ⑨通行者等に危険の無いよう、安全対策を講じること。
- ⑩大阪府では自動車NO_x・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制が実施されており、下記の事項について遵守すること。（大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく。）
- a) 大阪府が交付する適合車等標章（ステッカー）を表示している車両を使用すること。
- b) 工事受注業者又はその下請業者は、車種規制適合車等の使用を求める。また、車種規制適合車等が使用されたことについて確認すること。
- ⑪設計変更等については、市の設計書に基づき市の査定額による。
- ⑫周辺施設の開業後に近接する場所で作業を行う際は、作業員と市民との動線が交わらないように仮設柵やバリケード等で明確に区画し、安全対策を確実に設置してから作業を行うこと。
- ⑬本工事のための現場事務所並びに材料保管等の倉庫を必要に応じて設置すること。なお、設置に要する費用は受注者の負担とする。
- ⑭受注者は、工事に先立ち下記事項について事前調査を行い十分現状を把握して工事を施工すること。
- a. 地下埋設物　b. 架空線　c. 周辺構造物（消火栓・橋梁等）　d. 道路使用状況
 e. 家屋調査　f. 汚水柵設置確認調査　g. 井戸　h. 学校・幼稚園　i. 借用地
 j. 河川及び水路等の確認　k. その他（地盤・条件等）
- ⑮地下埋設物の関係、またはその他の理由により設計通りに施工できない場合には、直ちに詳細な理由書を提出の上、監督職員と協議し指示を受けた後に変更工事を行うこと。万一、無断で変更を行った場合は、工事の一時中止又はやり直しを命じる。
- ⑯工事中に事故が発生した場合は必要な処置を講ずると共に、事故発生の原因、経過、被害の内容等について速やかに報告書を提出すること。
- ⑰工事に当たっては現場管理を徹底し、労働安全衛生法、その他諸法規に従い、且つ、現場の施工条件等を十分考慮し安全な施工を行うこと。
- ⑱その他必要な事項については、その都度、監督職員と協議を行うこと。

16. シックハウス（シックススクール）対策

- ①シックハウス対策のため規制対象とする物質は次の6物質とする。
 (以下「規制物質」という。)
- ・ホルムアルデヒド　・エチルベンゼン
 - ・トルエン　　・スチレン
 - ・キシレン　　・パラジクロロベンゼン
- ②材料の選定に当たってはSDS等の含有成分表示及びその放散規格を参考に、規制物質が含有されていない材料を優先的に使用すること。
 やむを得ず規制物質が含有されている材料を使用する場合においても、含有量及び放散量が最も少ない材料を優先的に使用すること。
- ③上記により選定した材料以外は、現場内に持ち込まないよう注意すること。

また、梱包材や養生材に規制物質が含まれている恐れがある場合は、長期間現場内に放置しないこと。

④完成引渡し前に充分な放散期間が確保できるよう工程を計画すること。

⑤工事完了時に空気中の規制物質濃度測定を実施し、文部科学省の定める指針値以下であることを確認した上で引渡しを行うこと。

なお、指定の測定対象室内にて規制物質濃度が指針値を超えた場合、再度の規制物質濃度測定に要する費用は請負者の負担とする。

17. 交通安全の確保について

①工事用車両等の運行については十分注意し、対人等の危険防止を図ること。

②工事用材料運搬車両は原則として、荷台にシートを被せること。

③工事用車両は、騒音防止のため警笛の抑止と、進行速度及び工事現場内制限速度遵守並びに排出ガスの低減に努めること。

④資機材搬入時等には、工事安全上の監視等を行うこと。

⑤工事搬出入車両については、工事名、請負業者名を明示した定められた色のシートの掲示を義務づけること。

⑥工事車両を許可なく工事周辺に駐車及び待機させないこと。また、近隣住民からの苦情があった場合は速やかに対応を行うこと。

18. その他工事に関し特に留意すべき事項

①通行者、周辺公共施設利用者等の安全に留意し、監督職員並びに施設管理者の指示により工事を行うこと。

②工事敷地周辺内の車両通行は安全確認のもと最徐行とする。

③工事による歩行者等の通行の支障がないように、仮歩道を設けること。

④工事（仮設計画含む）については、全て監督職員の承認を経て工事を実施すること。
・工程等を作成し、承認を経て工事を実施すること。

⑤近隣対策、問い合わせ、苦情等については、全て請負者が誠意を持って対応すること。

⑥工事用電力及び用水は、受注者の負担とする。

⑦全ての使用材料は承認を得てから工事を実施すること。

⑧安全確保等のための施工中の仮設物設置は本工事に含むこととする。

⑨法令遵守は徹底すること。

・道路交通法はもとより建設業法、建築基準法等の法令に拘束されているので、請負者の責任において法令は遵守すること。

⑩工事着手2週間前までに近隣に工事のお知らせを配布すること。（本市監督職員と調整のこと）